

1 昭和25年国勢調査の概要

調査の期日

調査は昭和25年10月1日午前0時現在によつて行われた。

調査の根拠

統計法第4条の規定にもつて行われ、これが施行のために昭和25年国勢調査令(昭和24年政令第364号)以下関係命令が制定公布された。

又今回の調査は連合国軍総司令部の勧奨により国際連合の勧告による1950年世界センサスの一環として行われた。

調査の地域

日本国全土について調査した。但し旧外地及び次の行政権の及ばない地域は除外された。

樺太 全域

北海道 国後郡(泊村及び留夜別村)、色丹郡(色丹村)、紗那郡(紗那村)、択捉郡(留別村)、虻田郡(虻田村)、得撫郡、新知郡、占守郡、花咲郡廻舞村の内水晶島、勇留島、秋勇留島、志弐島及び多摩島

東京都 小笠原支庁管内の諸島

島根県 隠岐郡五箇村の内竹島

鹿児島県 大島郡(十島村の内硫黄島、竹島及び黒島を除く。)

沖縄県 全域

調査の対象

調査の地域内に常住する者の総べてについて、常住地において調査し、更に常住地をはなれて他に一時現在する者について、現在地において調査した。但し次の者は除外された。

- 1 連合国軍の将兵及び連合国軍に附属し又は随伴する者並びにこれらの者の家族
- 2 連合国軍最高司令官の任命又は承認した使節団の構成員並びにこれらの者の家族
- 3 外国政府の公務を帯びて日本に駐在する者及びこれに随伴する者並びにこれらの者の家族

調査の方法

調査は総理府統計局が主管し、市区町村長が都道府県知事の指揮監督をうけて調査の執行を管掌した。

調査のため予め全国市区町村の区域を分画して調査区の設定を行つた。調査区は普通調査区344,125 特別調査区24,470、水面調査区1,399 計369,994を数えた。

調査は準備調査と実地調査の二段階に分れ、準備調

査は9月24日から26日まで、実地調査は10月1日から3日までの間に行われた。調査に従事させるため全国で355,071人の調査員、それを指導させるために19,824人の指導員が任命された。準備調査には照査表を用いて調査し、実地調査には常住者を調査するために国勢調査調査票を、一時現在者を調査するために一時現在者調査票を用いた。調査は他計申告の方法即ち調査員が担当各世帯を訪問し、質問して調査票に自から記入する方法によつた。

調査事項

各人を常住地で調査する国勢調査調査票では、次の事項について調査を行つた。

世帯番号及び世帯の種類別

住居の種類別、所有の関係、居住室の量数

氏名

世帯主との続柄

調査期日における在不在の別、不在の場合には不在の理由

男女の別

出生の年月日

出生地

就業状態

在学か否かの別及び在学年数

国籍又は出身地

引揚者か否かの別及び海外居留民か否かの別

配偶関係

結婚したことのある女子について、初婚か否かの別、結婚年数の合計及び生んだ子供の数

一時現在者数

一時現在者を調査する一時現在者調査票では、次の事項を調査した。

氏名

男女の別

出生の年月日

国籍又は出身地

配偶関係

一時現在地

一時現在の理由

常住地不在期間

常住地及び世帯主の氏名

集計及び結果の発表

人口概数及び世帯概数は、調査員の作成した照査表から市区町村において集計し、都道府県でとりまとめ、最後に総理府統計局でまとめたものを昭和25年12月

28日に発表した。

確定人口は、中央集査の方法により、統計局において、地方から進達された調査票によつて集計し、府県ごとに集計の完了に従つて、昭和26年2月10日から2月28日までにあつて官報によつて発表し、更にその結果をとりまとめて昭和25年国勢調査報告第一巻として、昭和26年11月に刊行した。

人口の男女別、年令別、配偶関係、労働力状態及び住宅関係については、1%抽出集計による全国の推計数を、昭和26年5月及び6月に連報し、更に報告書第二巻として昭和27年6月に刊行した。ついで10%抽出集計による都道府県六大都市別の同様の推計数及び全国についてのより詳細な結果並びに国籍又は出身地、在学関係、出生力等に関する結果を昭和26年9月から昭和27年4月の間に連報し、この結果をまとめて第三巻二冊とし、昭和27年9月および12月に刊行した。

2 用語の解説

人 口

本書に掲げた人口は、昭和25年10月1日現在に各地域に平常居住している人口（常住人口）である。但し、第1表に掲げた昭和22年、昭和15年、昭和10年、昭和5年、大正14年及び大正9年の各人口は調査期日（10月1日）に現在した人口（現在人口）である。なお、昭和15年以前の人口は旧内地のうち沖縄県を除いた地域の人口であり、昭和15年の人口は当時内地外にあつた軍人軍属等を含んで、人口の範囲に若干の相違があるが、詳細については、第一巻人口総数の「国勢調査の概要」を参照されたい。

年 令

年令は、昭和25年10月1日現在の満年令である。

配 偶 関 係

配偶関係は入籍等法的関係の有無にかかわらず調査時の実際の状態によることとした。例えば内縁関係の場合でも有配偶としている。

配偶関係を分けて次の種類とする。

- (1) 未 婚 未だ結婚したことのない者
- (2) 有配偶 現在配偶者のある者
- (3) 死 別 配偶者と死別して現在独身の者
- (4) 離 別 配偶者と離別して現在独身の者

教 育

- (1) 在学者 現在学校に在学している者及び現在実際に通学していなくとも学校に籍のある者をいう。ここで学校とは、官立、公立、私立、夜間、

全部集計による結果は都道府県別に集計を行い、その結果を報告書第七巻として各都道府県毎に46冊に分冊し、昭和29年5月までに逐次刊行した。

全国に関する全部集計の結果は、本書すなわち第四巻に男女、年令、配偶関係、国籍又は出身地、出生地、教育別人口及び世帯、住宅に関する結果を収載し、第五巻においては労働力状態、職業、産業、従業上の地位に関する結果を集録刊行し、第八巻を最終報告書として、これに調査結果の解説と分析ならびに調査のてん末等を掲載する予定である。

なお常住地主義による今回の調査に附帯して行つた常住地における在不在の別及び一時現在者の調査の結果に基き現在人口の算出を行つているが、これは市区町村別の世帯数及び男女別人口とともに第六巻常住人口及び現在人口に集録し、昭和29年6月にこれを刊行している。

屋間、教育制度の新旧を問わず、少くとも6ヶ月以上の授業課程を規則とし、特定の教育施設を有する学校、学院、養成所、講習所等をいう。

- (2) 非在学者 在学者以外の者をいう。

- (3) 在学年数 在学中の者は現在までの年数、在学した事のある者は在学した年数の合計。休学、落第等のため普通以上の年数を要した場合はその普通以上の年数は含まない。

世帯及び住宅

1 世 帯

本調査においては、各人は平常住んでいる世帯で調査し、世帯の種別は普通世帯と準世帯とに分けた。普通世帯とは同じところに住んでいて、家計を共にしている2人以上の集りをいい、準世帯とは、(イ)1人で住んでいて、1人で家計を立てているもの、(ロ)普通世帯と同じところに住んではいるが、家計を別々に立てている人又はその集り、(ハ)同じところに住んでいるが、家計を別々に立てている人々の集りをいう。「同じところに住んでいる」とは、同一の家屋に住んでいることである。同一棟又は同一敷地内にある建物は同一家屋とみなした。「家計」とは、家庭生活に欠くことの出来ない経費の支出のことである。普通世帯の世帯員は、すべてその世帯の世帯主と血縁関係があるとは限らない。家族と一緒に生活している血縁関係者以外の者は、普通、部屋代を払つて

いるいないにかかわらず下宿人とよばれているが、ここではこれらの下宿人が部屋代又は下宿代を支払っていない場合には、その普通世帯の世帯員に含ませた。しかしながら、部屋代を支払つていれば、その普通世帯とは別の準世帯とした。住込みの使用人、女中等は家計を別にしていない限りその普通世帯の世帯員となる。家族を有し且自分の家族だけで生計を立てている使用人、下宿人は別の普通世帯でゐる。一つの家屋に住み、独立の家計を立てている1人世帯は、すべて一つの準世帯とした。但し、本報告書では、普通世帯と1人世帯とを合せて「一般世帯」として表章し、2人以上の準世帯を準世帯とした。（前記の一般世帯の範囲が従前の調査で普通世帯と呼ばれていた範囲にほぼ相当する。）

2 住宅の種別

(1) 住 宅

本来家庭生活を営むようにつくられた永続性のある建物、家庭生活が営めるように改造された永続性のある建物、又は家庭生活が営めるように完全に区画された永続性のある建物の一部である。なおこれに店舗、事務所等がついても住宅である。

(2) 非 住 宅

居住に供されているが独立の家庭生活を営むことが出来ないようなところである。すなわち、ホテル、旅館、下宿屋、寄宿舎、各種施設

又は工場の宿直室、仮小屋、天幕小屋、壕舎、破れ屋、橋の下等である。

3 所有の関係

(1) 持 家

居住者が所有している住宅をいう。

(2) 給 与 住 宅

会社、個人、団体、官公庁等が所有していて、その職員やその家族を職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅をいう。

(3) 借 家

持家、給与住宅以外の住宅をいう。

(4) 間 借

他の世帯の住んでいる住宅の一部に住んでいる場合をいう。一つの住宅から1以上幾つの間借世帯が出て来ても、その住宅の他の部分は必ず持家、借家又は給与住宅となるわけである。従つて住宅の総数は実は住宅に住んでいる世帯の数というわけであつて、これらのうちから持家、給与住宅及び借家だけを合計すれば、本来住宅として建てられた建物又は家庭生活が出来るように改造された建物の数になるわけである。

4 畳 数

住宅の居住室の広さである。従つて台所、浴室、廊下等は含まない。

広さを表現する方法は種々あるが、従来から畳数によつて居り、今回もこの方法によつた。